

次期「広島県強靱化地域計画」の策定について

1 要旨・目的

現行の「広島県強靱化地域計画」の計画推進期間（令和 3 年度から概ね 5 年間）が終了することから、引き続き、本県における強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するため、次期計画を策定する。

2 現状・背景

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）に基づき、各分野における防災・減災等に関する施策の充実・強化及び重点化を図るための指針となるべき計画として、平成 28 年 3 月に「広島県強靱化地域計画」を策定（令和 3 年 3 月改定）した。

3 概要

(1) 計画の位置づけ

- 国土強靱化基本法第 13 条に基づいて策定され、本県における国土強靱化に係る他の計画等の指針となるもの
- 「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」（計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度）における防災・減災分野等の分野別計画

【国土強靱化基本法（抜粋）】

第 13 条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(2) 計画期間

令和 8 年度から概ね 5 年間

(3) 見直しの方針

- 強靱化に関する施策の達成状況の分析・評価を行う。（現状評価）
- 計画策定後に発生した大規模自然災害の教訓を踏まえた脆弱性評価を行う。（脆弱性評価）
- 令和 5 年 7 月に改定された国の「国土強靱化基本計画」と調和を図る。（調和）
- 県総合計画の見直しとの整合を図り、強靱な地域社会の構築を進める。（整合）

(4) 検討委員会の設置

見直しにあたっては、行政機能、住宅・都市、保健医療・福祉、産業、県土保全等、様々な分野の有識者等から構成される「広島県強靱化地域計画検討委員会」を設置し、専門家の知見を活用することにより、客観性の確保に努める。

(委員案)

団体、機関等	職 名	氏 名
広島市	危機管理室長	植田 謙吉
社会福祉法人広島県社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	小池 英樹
山口大学大学院	准教授	瀧本 浩一
一般社団法人中国経済連合会	専務理事	谷口 雅彦
熊野町	住民生活部長兼危機管理監	西川 伸一郎
県立広島大学	教授	橋本 温
広島大学大学院	教授	畠 俊郎
広島大学	名誉教授	藤井 堅
広島大学大学院	教授	藤原 章正
公益社団法人広島県トラック協会	専務理事	森井 茂人
一般社団法人広島県医師会	調整中	
N T T 西日本株式会社中国支店	調整中	

※50 音順、敬称略

※状況によっては、委員に追加等変更の可能性はある

(5) スケジュール

区分	令和 7 年					令和 8 年					
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
策定作業	現状評価 脆弱性評価			計画素案整理					パブ コメ		
検討委員会			第 1 回			第 2 回					第 3 回
県土強靱 化・危機管 理強化対策 特別委員会	策定 方針								素案		計画 策定